

東浦町地域防災計画（風水害等災害対策計画）案

新 旧 対 照 表

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
4	第 1 編 総則 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた<u>屋内での待避等</u>の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。	第 1 編 総則 第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項 第 2 節 重点を置くべき事項 3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、<u>積極的な被災者台帳</u>の作成及び活用を図ること。	表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
11	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 (追加)	第 2 編 災害予防 第 1 章 防災協働社会の形成推進 第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携 <u>2 自主防災組織等との連携体制の推進</u> <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、町及び県は、平時から自主防災組織、防災に関する N P O 及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野の N P O 等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u>	対策の追加 (熊本地震の 課題検証報告)
12	<u>2 自主防災組織の活動</u> <u>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>4 防災ボランティア団体等との連携</u> (1) 災害救援ボランティアセンターの設置 ア 町は、災害時に災害救援ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害救援ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。 イ～エ (略) (3) 防災ボランティアの活動環境の整備 町は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボ	<u>3 自主防災組織の活動</u> <u>4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u> <u>5 防災ボランティア団体等との連携</u> (1) 災害ボランティアセンターの設置 ア 町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。 イ～エ (略) (3) 防災ボランティア活動の普及・啓発 町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時	表記の整理 対策の追加 (熊本地震の

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
15	ランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため<u>の普及・啓発活動</u>に行うものとする。 第 2 章 水害予防対策 基本方針 ○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 （追加） （略）	にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。 第 2 章 水害予防対策 基本方針 ○ 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。 ○ <u>住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</u> （略）	課題検証報告） 対策の追加 （防災基本計画の修正 （H28. 5））
16	第 2 節 浸水想定区域における対策 3 ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。 <u>（１）計画の策定</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成 <u>（２）（略）</u>	第 2 節 浸水想定区域における対策 3 ハザードマップ（防災マップ）の配布 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。<u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。</u> 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>（１）計画の策定等</u> 町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。 ㍑ 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する<u>具体的な計画</u>の作成 ㍑（略）	対策の追加 （防災基本計画の修正 （H28. 5）） 対策の追加 （防災基本計画の修正 （H29. 4））

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
29	(3) (略) (追加) 第 8 章 都市の防災性の向上 第 1 節 マスタープラン等の策定 (略) 第 9 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信施設・設備等	ウ (略) (2) 実施状況の確認等 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 第 8 章 都市の防災性の向上 第 1 節 都市計画のマスタープラン等の策定 (略) 第 9 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第 3 節 情報の収集・連絡体制の整備 2 通信施設・設備等	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 表記の整理
31	(3) 防災情報システムの整備 町、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。	(3) 防災情報システムの整備 町、県及び関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。 また、町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
32	第 5 節 救助・救急等に係る施設、設備等 救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。 また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等を備蓄するための防災倉庫の整備を実施するものとし、町西部地区及び南部地区等に新たな防災倉庫を整備する。 加えて、防災倉庫の設置場所の選定にあっては、緊急輸送道路に近接し、災害時の救援物資等の集約拠点としての機能も果たせるよう考慮する。	第 5 節 救助・救急等に係る施設、設備等 救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。 また、町及び県は、負傷者が多数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。 なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等に関して、町内に 4 カ所ある防災倉庫への備蓄の推進を図る。	表記の整理 (備蓄倉庫整備)
33	第 6 節 防災施設・設備及び災害用資機材等 5 人材の育成等 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関	第 6 節 防災施設・設備及び災害用資機材等 5 人材の育成等 町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に	表記の整理 (防災基本計画の修正

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
34	する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。 また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。	(H29. 4))
	6 防災中枢機能の充実 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。	6 防災中枢機能の充実 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。 <u>また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。</u> なお、町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
	第 9 節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、 <u>町は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。</u> (略)	第 9 節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (2) <u>町は、</u> 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。 (略)	表記の整理
35	第 10 節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 <u>市町村</u> 災害廃棄物処理計画の策定 町は、 <u>災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月：環境省）</u> に基づき、 <u>市町村</u> 災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	第 10 節 災害廃棄物処理に係る事前対策 1 <u>東浦町</u> 災害廃棄物処理計画の策定 町は、 <u>愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）</u> に基づき、 <u>東浦町</u> 災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	愛知県災害廃棄物処理計画の策定 (H28. 10)
	第 11 節 罹災証明書の発行体制の整備 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	第 11 節 罹災証明書の発行体制の整備 <u>1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、</u> <u>応援の受入れ体制の構築等</u> を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
36	(追加) (追加) 第 10 章 避難行動の促進対策 第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。 <u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u> <u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>	制の整備に努めるものとする。 <u>2 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> <u>3 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u> 第 10 章 避難行動の促進対策 第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 町は、さまざまな環境下にある住民、<u>要配慮者利用施設の施設管理者等</u>に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第 2 節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。<u>なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。</u> <u>また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5))
37	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示、避難勧告、避難準備情報等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) ～ (4) (略) (追加)	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 町は、<u>避難指示 (緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (1) ～ (4) (略) <u>(5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべ</u>	避難情報の名称変更 対策の追加 (防災基本計画の修正)

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
38	(5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (6) (略) 3 判断のための助言を求めるための事前準備 町は、<u>避難勧告又は指示を行う際</u>（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。	<u>き避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u> (6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>「屋内安全確保」</u>の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること (7) (略) 3 事前準備 町は、<u>避難勧告等を発令する際</u>（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 <u>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u>	画 の 修 正 (H29. 4)) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 避難情報の名称変更 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
40	第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定 町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画の<u>作成に努めるものとする。</u> 第 5 節 避難に関する意識啓発 2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識 ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の<u>緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと 3 その他 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。 (追加)	第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定 町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を<u>作成しておくものとする。</u>その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。 第 5 節 避難に関する意識啓発 2 避難のための知識の普及 (2) 避難時における知識 ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>を行うべきこと 3 その他 <u>(1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</u> <u>(2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5)) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5))

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
41	(追加) 第 11 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 1 避難所等の整備 町は、人口の 10%を目安とした避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等を指定する。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。	<u>(3) 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</u> 第 11 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第 1 節 避難所の指定・整備 1 避難所等の整備 町は、人口の 10%を目安とした避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等を指定する。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。 <u>なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
42	2 指定避難所の指定 (2) (略) ※介護が必要な要配慮者に応じて必要な規模の確保に努める必要がある。 (追加) (3) ～ (4) (略) 6 避難所の運営体制の整備 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」に基づいて、<u>避難所の運営体制を整備するものとする。</u> (追加) <u>なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u>	2 指定避難所の指定 (2) (略) ※介護が必要な要配慮者の<u>スペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u> <u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u> <u>(3) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> (4) ～ (5) (略) 6 避難所の運営体制の整備 <u>(1) 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。</u> <u>(2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</u> <u>(3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。</u>	表記の整理 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」の策定 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5)) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告)

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
45	第 2 節 要配慮者支援対策 4 <u>在住外国人及び外国からの旅行者対策</u> 町及び防災関係機関は、<u>言語、生活習慣及び防災意識が異なる外国人や旅行者等が</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、<u>ポルトガル語、英語等の外国語でも表示する。</u> (2) <u>ポルトガル語、英語等の外国語による防災パンフレットの作成など防災知識の普及活動を推進する。</u> (3) <u>外国人を対象とした防災教育や防災訓練を実施するように努める。</u> (4) ～ (5) (略) (6) <u>災害情報や支援情報等の外国語による情報提供を図る。</u> (追加)	第 2 節 要配慮者支援対策 4 <u>外国人等に対する対策</u> 町及び防災関係機関は、<u>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u>、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次の防災環境づくりに努めるものとする。 (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、<u>多言語化を推進する。</u> (2) <u>多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。</u> (3) <u>外国人も対象とした防災教育や防災訓練を実施するように努める。</u> (4) ～ (5) (略) (削除) (6) <u>災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや愛知県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。</u>	表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
47	第 12 章 広域応援体制の整備 第 1 節 広域応援体制の整備 2 応援協定の締結等 (2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、<u>民間団体等の協力を得るため</u>、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機	第 12 章 広域応援体制の整備 第 1 節 広域応援体制の整備 2 応援協定の締結等 (2) 民間団体等との協定 町及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、<u>民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</u> 3 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (防災基本計

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
	材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。 （追加）	物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> 第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備 1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、<u>広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> 2 訓練・検証等 町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、<u>連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や町、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</u>	画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 対策の追加 (熊本地震の課題検証報告)
50	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上 第 1 節 防災訓練の実施 1～3 （略） （追加） 4 防災訓練の指導協力 町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 <u>5～6 （略）</u>	第 13 章 防災訓練及び防災意識の向上 第 1 節 防災訓練の実施 1～3 （略） 4 広域応援訓練 町及び県は、<u>市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。</u> 5 防災訓練の指導協力 町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは<u>自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。</u> <u>さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u> <u>6～7 （略）</u>	対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由												
51	第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） （1）～（5）（略） （6）警報等発表時や<u>避難指示</u>、避難勧告、<u>避難準備情報</u>の発令時にとるべき行動 （7）～（10）（略） 3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄を推進する。 また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。	第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 防災意識の啓発 災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や民間事業者等</u>と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 （略） （1）～（5）（略） （6）警報等発表時や<u>避難指示（緊急）</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動 （7）～（10）（略） 3 家庭内備蓄の推進 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他生活必需品について、可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の家庭内備蓄を推進する。 また、発災による断水に備えて、緊急に貯水するように呼び掛ける。 <u>さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</u>	対策の追加 （熊本地震の課題検証報告） 避難情報の名称変更 対策の追加 （防災基本計画の修正（H29. 4））												
56	第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 2 節 災害対策本部の設置・運営 2 組織及び活動態勢 [災害対策本部の所掌事務] （追加）	第 3 編 災害応急対策 第 1 章 活動態勢（組織の動員配備） 第 2 節 災害対策本部の設置・運営 2 組織及び活動態勢 [災害対策本部の所掌事務] 都市計画班													
58	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>広報・渉外部 部長 企画政策部長</td><td>広報班 （企画政策課、<u>秘書広報課</u>） 班長 企画政策課長</td><td>1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等</td></tr></table>	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>秘書広報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等	[災害対策本部の所掌事務] <table><tr><th>部 名 等</th><th>班 名 等</th><th>所 掌 事 務</th></tr><tr><td>広報・渉外部 部長 企画政策部長</td><td>広報班 （企画政策課、<u>広報情報課</u>） 班長 企画政策課長</td><td>1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等</td></tr></table>	部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務	広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>広報情報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等	
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務													
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>秘書広報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等													
部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務													
広報・渉外部 部長 企画政策部長	広報班 （企画政策課、 <u>広報情報課</u> ） 班長 企画政策課長	1 住民に対する予警報、避難の指示、勧告等の広報に関すること。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報等													

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)			修 正 案			改正理由
			の発表及び情報の提供に すること。 4 通信、機器等の被害調査及 び災害復旧に関する事 5 他(部)班の応援協力に すること。			の発表及び情報の提供に すること。 4 通信、機器等の被害調査及 び災害復旧に関する事 5 他(部)班の応援協力に すること。	
		渉外班(秘書広報課) 班長 秘書広報課長	1 災害視察者及び外来見舞 客の対応に関する事 2 職員の公務災害に こと。 3 罹災死亡者に対する弔慰 にすること。 4 本部長及び副本部長の秘 書にすること。	渉外班(秘書人事課) 班長 秘書人事課長	1 災害視察者及び外来見舞 客の対応に関する事 2 職員の公務災害に こと。 3 罹災死亡者に対する弔慰 にすること。 4 本部長及び副本部長の秘 書にすること。		
		広報・渉外協力班 (監査事務局)	1 他(部)班の応援協力に すること。	広報・渉外協力班 (監査事務局)	1 他(部)班の応援協力に すること。		
	救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (協働推進課、児童課、 商工振興課、生涯学習 課、図書館、スポーツ 課、保育園、学校班) 班長 協働推進課長	1 避難所の開設及び管理運 営にすること。 2 福祉避難所に関する事 3 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達にすること。 4 罹災者の安否情報、確認に すること。 5 炊き出し米等の確保に すること。 6 他(部)班の応援協力に すること。	救護部 部長 健康福祉部長	避難所班 (協働推進課、児童課、 商工振興課、生涯学習 課、図書館、スポーツ 課、保育園、学校班) 班長 協働推進課長	1 避難所の開設及び管理運 営にすること。 2 外国人支援に関する事 3 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達にすること。 4 罹災者の安否情報、確認に すること。 5 炊き出し米等の確保に すること。 6 他(部)班の応援協力に すること。	
		福祉・物資班 (福祉課・保険医療課) 班長 福祉課長	(追加) 1 救助物資の配給に こと。 2 罹災者の救護に すること。	福祉・物資班 (福祉課・保険医療課) 班長 福祉課長	1 福祉避難所に関する事 2 救助物資の配給に こと。 3 罹災者の救護に すること。		

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)			修 正 案			改正理由
59			と。 <u>3</u> 要配慮者の支援に関する こと。 <u>4</u> 在宅老人等に関すること。 <u>5</u> 義援金品及び見舞金品の 配分に関すること。 <u>6</u> 仮設住宅の入居者の選定 等に関すること。 <u>7</u> 日本赤十字奉仕団への協 力要請に関すること。 <u>8</u> 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。			と。 <u>4</u> 要配慮者の支援に関する こと。 <u>5</u> 在宅老人等に関すること。 <u>6</u> 義援金品及び見舞金品の 配分に関すること。 <u>7</u> 仮設住宅の入居者の選定 等に関すること。 <u>8</u> 日本赤十字奉仕団への協 力要請に関すること。 <u>9</u> 所管する施設の被害調査、 報告及び応急復旧に必要な 資機材の調達に関すること。	
	建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	土木班 (土木課) 班長 土木課長	(略)	建設部 部長 建設部長 副部長 建設部次長	土木班 (土木課) 班長 土木課長	(略)	
		(追加)			都市計画班 (都市計画 課) 班長 都市計画課長	<u>1</u> 応急仮設住宅の建設に関 すること。 <u>2</u> 被災建築物応急危険度判 定・被災宅地危険度判定に関 すること。 <u>3</u> 町営住宅の防災活動、被害 調査、報告及び応急復旧に必 要な資機材の調達に関する こと。	
		都市整備班 (都市整備 課) 班長 都市整備課長	<u>1</u> 応急仮設住宅の建設に関 すること。 <u>2</u> 被災建築物応急危険度判 定・被災宅地危険度判定に関 すること。 <u>3</u> 町営住宅、公園等の防災活 動、被害調査、報告及び応急 復旧に必要な資機材の調達		都市整備班 (都市整備 課) 班長 都市整備課長	(削除) (削除) <u>1</u> 公園等の防災活動、被害調 査、報告及び応急復旧に必要	

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）		修 正 案		改正理由
		に 関 する こ と。 （略）		な 資 機 材 の 調 達 に 関 する こ と。 （略）	
60	3（略） 4 災害救助法が適用された場合の体制 町長は、町内に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、 災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。		3（略） （削除）		
64	5～7（略） 第 4 節 職員の派遣要請 1～3（略） （追加） （追加）		4～6（略） 第 4 節 職員の派遣要請 1～3（略） 4 被災市町村への町職員の派遣 町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した 職員の選定に努めるものとする。		
66	第 2 章 避難行動 基本方針 ○ 避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。		第 5 節 災害救助法の適用 1 救助の実施 町長は、町内に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。		対策の追加 （防災基本計画の修正 （H29. 4）） 災害救助法に関する記載の充実
	第 1 節 気象警報等の伝達 2 気象予報警報等 （1）気象予警報等の種類と発表基準 [気象予警報等の種類] 別紙 参照		第 2 章 避難行動 基本方針 ○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。		
	第 1 節 気象警報等の伝達 2 気象予報警報等 （1）気象予警報等の種類と発表基準 [気象予警報等の種類] 別紙 参照		第 1 節 気象警報等の伝達 2 気象予報警報等 （1）気象予警報等の種類と発表基準 [気象予警報等の種類] 別紙 参照		避難情報の名称変更 警報・注意報発表基準の変更

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
70	3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する予報警報の伝達系統 放送	3 気象予報警報等 (1) 気象、水象に関する予報警報の伝達系統 放送等	表記の整理
73	(4) 土砂災害警戒情報 放送	(4) 土砂災害警戒情報 放送等	表記の整理
74	第2節 避難の勧告・指示 1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア 避難勧告・避難指示 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、 <u>勧告・指示等</u> を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における <u>避難準備情報の提供</u> に努める。	第2節 避難の勧告・指示等 1 実施責任者 (1) 町長 (すべての災害の場合) ア 避難勧告・ <u>避難指示 (緊急)</u> 町長は、気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・ <u>避難指示 (緊急)</u> を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、 <u>避難勧告及び避難指示 (緊急)</u> を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における <u>避難準備・高齢者等避難開始の発令</u> に努める。	表記の整理 避難情報の名称変更
75	イ <u>避難準備情報</u> 一般住民に対して避難準備 (家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備) を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める <u>避難準備情報を伝達する</u> 。 また、必要に応じ、 <u>避難準備情報</u> の発令等とあわせて <u>指定緊急避難所</u> を開設する。 ウ <u>屋内避難</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、 <u>屋内での待避等の安全確保に関する措置</u> を指示することができる。 エ 対象地域の設定	イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備 (家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備) を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令等とあわせて <u>指定緊急避難場所</u> を開設する。 ウ <u>屋内安全確保</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「 <u>屋内安全確保</u> 」の安全確保措置を指示することができる。 エ 対象地域の設定	避難情報の名称変更 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29.4)) 避難情報の名

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修 正 案	改正理由
	<u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u> (追加) オ 事前の情報提供 <u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u>	<u>避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u> オ <u>避難勧告等の伝達</u> <u>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</u> カ 事前の情報提供 <u>避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</u>	称変更 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 対策の追加 (防災基本計画の修正 (H28. 5))
76	2 避難勧告・指示等	2 避難の勧告・指示等	
77	(2) 避難勧告・指示等の内容 <u>避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施する。</u> ア～ウ (略) エ 避難勧告又は指示の理由	(2) 避難の勧告・指示の内容 <u>避難勧告等の発令は、次の内容を明示して実施するものとする。</u> ア～ウ (略) エ <u>避難勧告又は避難指示（緊急）の理由</u>	避難情報の名称変更
	第3節 住民等の避難誘導	第3節 住民等の避難誘導	
78	1 住民等の避難誘導 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって半田警察署及び町が誘導を行う。その場合、避難措置の実施者は、<u>次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。</u> (1) <u>避難場所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</u> (2) (略) (3) <u>できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・外国人等の要配慮者の避難を優先して行う。</u>	1 住民等の避難誘導 避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によって半田警察署及び町が誘導を行う。その場合、避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。 (削除) (1) (略) (2) <u>誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</u>	表記の整理 表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
79	(4) 高齢者・障がい者・傷病者・乳幼児・外国人等の要配慮者の避難を優先して行う。 (5) 要配慮者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。 第3章 災害情報の収集・伝達・広報 基本方針 ○ <u>町、県及び関係機関</u>は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、<u>災害に関する情報の共有に努める。</u>	(削除) (3) <u>避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。</u> 第3章 災害情報の収集・伝達・広報 基本方針 ○ <u>町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。</u>	対策の追加 (防災基本計画の修正 (H29. 4))
80	第1節 被害状況等の収集・伝達 1 被害状況等の収集・伝達 (1) ～ (6) (略) (7) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。 3 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (1) ～ (2) (略) (3) 県及び関係機関に通報する場合において、町は、被害の発生地域、<u>避難指示等</u>の措置を講じた地域を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (4) ～ (6) (略) 第2節 通信手段の確保 1 通信窓口 [関係機関の窓口]	第1節 被害状況等の収集・伝達 1 被害状況等の収集・伝達 (1) ～ (6) (略) (7) 捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県<u>(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)</u>に連絡するものとする。 3 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (1) ～ (2) (略) (3) 県及び関係機関に通報する場合において、町は、被害の発生地域、<u>避難指示(緊急)</u>等の措置を講じた地域を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。 (4) ～ (6) (略) 第2節 通信手段の確保 1 通信窓口 [関係機関の窓口]	表記の整理 (防災基本計画の修正 (H29. 4)) 避難情報の名称変更

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）		修 正 案		改正理由	
89	消 防	知多中部広域事務組合消 防本部	(略)	知多中部広域事務組合消 防本部	(略)	東浦西部出張 所供用開始 (H29. 4. 1)
		知多中部広域事務組合東 浦支署	(略)	知多中部広域事務組合半 田消防署東浦支署	(略)	
		(追加)	(追加)	知多中部広域事務組合半 田消防署東浦西部出張所	一般加入電話 0562-82-1191 同 F A X 0562-82-1192	
90	2 電話、電報施設等の優先利用 (2) 非常電報 天変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。		2 電話、電報施設等の優先利用 (2) 非常電報 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。		サービス提供 の終了	
91	第3節 広報 1 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施する 県計画にあわせて追加にあたり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。		第3節 広報 1 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに 当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。		表記の整理	
92	2 (略) (1) (略) (2) 広報すべき事項 [災害発生直後の広報] ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等）		2 (略) (1) (略) (2) 広報すべき事項 [災害発生直後の広報] ウ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、避難指示（緊急）等）		避難情報の名 称変更	
	第4章 応援協力・派遣要請 第4節 ボランティアの受入		第4章 応援協力・派遣要請 第4節 ボランティアの受入			
98	1 災害救援ボランティアセンターの開設 (1) ～ (2) (略) (3) 災害救援ボランティアセンターに派遣された行政職員は、災害対策本部との間の必要な情報交換や資機材の調達等を行う。		1 災害救援ボランティアセンターの開設 (1) ～ (2) (略) (3) 災害救援ボランティアセンターに派遣された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。			
	2 ボランティアの受入れ (1) 災害救援ボランティアセンターのコーディネーターは、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。 (2) (略)		2 ボランティアの受入れ (1) 災害救援ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。 (2) (略)			

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
	(3) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療・助産（医療救護） 1 医療救護班及びD P A Tの編成 (2) D P A T イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。 104 105 6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合の対象者、期間及び経費については、災害救助法施行細則による。 なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。 第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 相互協力 111 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 第8章 水害防除対策 第2節 防災営農 4 応援協力関係 116 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 町は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。 イ 県は、町からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第1節 医療・助産（医療救護） 1 医療救護班及びD P A Tの編成 (2) D P A T イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。 6 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。<u>ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 相互協力 (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。 第8章 水害防除対策 第2節 防災営農 4 応援協力関係 (1) 農業用施設に対する応急措置 ア 町は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。 イ 県は、町からの貸与要求事項の実施が困難な場合、東海農政局へ可搬式ポンプの貸与を依頼する。 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	表記の整理 災害救助法に関する記載の充実 災害対策基本法の一部改正 (H28. 5) 表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
119	第 1 節 避難所の開設・運営 2 避難所の運営 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>自宅</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、<u>これらの業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	第 1 節 避難所の開設・運営 2 避難所の運営 (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、<u>在宅や車中、テントなど</u>での生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。 (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、<u>避難所運営について専門性を有した N P O やボランティア</u>等の協力が得られるよう努めること。 (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ<u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請する</u>など避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。	対策の追加 (熊本地震の課題検証報告) 表記の整理 (防災基本計画の修正 (H28.5)) 表記の整理
121	第 2 節 要配慮者支援対策 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) ～ (3) (略) (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 (<u>ボランティアセンターを通じて依頼</u>)	第 2 節 要配慮者支援対策 8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 (1) ～ (3) (略) (4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	表記の整理
124	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 3 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料 (玄米) 調達が困難な場合は、	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給 第 2 節 食品の供給 3 米穀の原料調達 (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料 (玄米) 調達が困難な場合は、	表記の整理

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
125	県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。 [炊き出し用として米穀を確保する手順図] 愛知県知事（農林水産部食育推進課） 第 11 章 地域安全対策 第 1 節 地域安全対策	県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（<u>第 4 章 I 第 10 の 2 に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き</u>）」により調達を図る。 [炊き出し用として米穀を確保する手順図] 愛知県知事（農林水産部食育消費流通課） 第 11 章 地域安全対策 第 1 節 地域安全対策	課名の変更
127	1 社会秩序の維持対策 （1）<u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警戒、広報活動を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。</u>	1 社会秩序の維持対策 （1）<u>被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。</u>	防災基本計画との整合
131	2 （略） 3 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。 第 13 章 ライフライン施設の応急対策 基本方針 ○ 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請する。 （追加）	2 （略） 3 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。 第 13 章 ライフライン施設の応急対策 基本方針 ○ 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請する。 ○ <u>復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u>	表記の整理
135	第 14 章 海上災害対策 2 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。	第 14 章 海上災害対策 2 情報の伝達系統 海上災害が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。 <u>なお、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は直ちに第四管区海上保安本部（118 番）に通報する。</u>	対策の追加 （防災基本計画の修正（H29.4））
144	第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設 1 実施内容 （1）危険物等施設の所有者、管理者又は占有者の措置 イ 災害発生に係る消防署等への通報	第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 第 1 節 危険物等施設 1 実施内容 （1）危険物等施設の所有者、管理者又は占有者の措置 イ 災害発生に係る消防署等への通報	表記の整理

東浦町地域防災計画（風水害等対策計画）案 新旧対照表

ページ	現行（平成 29 年 2 月修正）	修　正　案	改正理由
	町、 <u>半田消防署東浦支署</u> 、半田警察署又は海上保安機関、半田保健所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。	町、 <u>知多中部広域事務組合</u> 、半田警察署又は海上保安機関、半田保健所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。 <u>また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部（118 番）にも通報するものとする。</u>	
146	第 19 章　大規模な火事災害対策 １　実施内容 （１）町の措置 イ <u>避難勧告・指示等</u> （略）	第 19 章　大規模な火事災害対策 １　実施内容 （１）町の措置 イ <u>避難勧告等</u> （略）	表記の整理
148	第 20 章　林野火災対策 １　実施内容 （２） <u>避難勧告・指示等</u> （略）	第 20 章　林野火災対策 １　実施内容 （２） <u>避難勧告等</u> （略）	表記の整理
155	第 22 章　学校における対策 第４節　教科書・学用品等の給与 １　給与の対象者 災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した <u>小学校児童及び中学校生徒</u> に対して、教科書・学用品等を給与する。	第 22 章　学校における対策 第４節　教科書・学用品等の給与 １　給与の対象者 災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した <u>町立小・中学校等の児童及び生徒</u> に対して、教科書・学用品等を給与する。	表記の整理
	第４編　災害復旧・復興 （追加）	第４編　災害復旧・復興 <u>第１章　復興体制</u> <u>基本方針</u> ○　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ○　大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 ○　町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。 ○　被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。 <u>第１節　復興計画等の策定</u> １　東浦町復興計画の策定 特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する	対策の追加 対策の追加

東浦町地域防災計画(風水害等対策計画) 案 新旧対照表

ページ	現行 (平成 29 年 2 月修正)	修 正 案	改正理由
		地域があった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、東浦町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 第 2 節 職員の派遣要請 <u>1 国の職員の派遣要請 (復興法第 53 条)</u> 町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 <u>2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請 (地方自治法第 252 条の 17)</u> 町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 <u>3 職員派遣のあっせん要求 (復興法第 54 条)</u> 町長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。	対策の追加
160	第 1 章 公共施設等災害復旧対策 (略)	第 2 章 公共施設等災害復旧対策 (略)	表記の整理
164	第 2 章 災害廃棄物処理対策 (略)	第 3 章 災害廃棄物処理対策 (略)	表記の整理
166	第 3 章 被災者等の再建等の支援 (略)	第 4 章 被災者等の再建等の支援 (略)	表記の整理
169	第 4 章 商工業・農林水産業の再建支援 第 2 節 農林水産業の再建支援 3 施設復旧 第 1 章 公共施設等災害復旧対策 参照	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援 第 2 節 農林水産業の再建支援 3 施設復旧 第 2 章 公共施設等災害復旧対策 参照	表記の整理

〔気象予警報等の種類〕

種 類		発 表 基 準													
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。													
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。（降雪を伴う。）													
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 <table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>雨量基準</td><td colspan="2">土壌雨量指数基準</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>R3=140</td><td colspan="2">177</td></tr></table> を超えると予想される場合。				市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	土壌雨量指数基準		知多地域	東浦町	R3=140	177	
	市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	土壌雨量指数基準											
	知多地域	東浦町	R3=140	177											
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 <table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>雨量基準</td><td>流域雨量指数基準</td><td>複合基準</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>R3=140</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> を超えると予想される場合。				市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	知多地域	東浦町	R3=140	—	—
	市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準										
知多地域	東浦町	R3=140	—	—											
高潮警報	<table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td colspan="3">警報基準（潮位 m）</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td colspan="3">3.2</td></tr></table>				市町村等をまとめた地域	市町名	警報基準（潮位 m）			知多地域	東浦町	3.2			
市町村等をまとめた地域	市町名	警報基準（潮位 m）													
知多地域	東浦町	3.2													
波浪警報	波浪・ウネリ等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0 メートル以上と予想される場合。														
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm を超えると予想される場合。														
注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。													
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。													

種	類	発 表 基 準			
		平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。			
大雨注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
		市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	土壌雨量指数基準
		知多地域	東浦町	R3=40	125
		を越えると予想される場合。			
洪水注意報		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。おおむね次の条件に該当する場合である。			
		市町村等をまとめた地域	市町名	雨量基準	複合基準
		知多地域	東浦町	R3=40	—
		を越えると予想される場合。			
濃霧注意報		濃霧によって著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100 メートル以下又は海上 500 メートル以下になると予想される場合。			
雷注意報		落雷等により被害が予想される場合。			
乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合。			
着氷（雪）注意報		著しい着氷（雪）が予想される場合。			
大雪注意報		大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5 センチメートルを越えると予想される場合。			
霜注意報		早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下と予想される場合。			
低温注意報		低温（おおむね最低気温が－4℃以下）によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
高潮注意報		市町村等をまとめた地域	市町名	注意報基準（標高m）	
		知多地域	東浦町	1.6	
波浪注意報		波浪・ウネリ等によって災害が起こるおそれがあると予想			

種 類		発 表 基 準
		される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5 メートル以上と予想される場合。
気 象 情 報	記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。
	土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県（県単位）で発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。
	記録的な大雨に関する気象情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

- ※ 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発表頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- ※ 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ※ 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、地面現象警報

及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。

※4 地震の被災地に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

※5 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

(1) 大雨及び洪水の欄中、R 1、R 3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、R Tは総雨量を示す。例えば、「R 1 = 70mm」であれば、「1時間雨量 70 ミリメートル以上」を意味する。

(2) 大雨及び洪水の欄中、「a n d」は2つの指標による基準を示す。例えば「R 1 = 70 a n d R 3 = 150」であれば、「1時間雨量 70 ミリメートルかつ3時間雨量 150 ミリメートル以上」を意味する。

(3) 土壌雨量指数基準値*は1キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

〔気象予警報等の種類〕

種 類		発 表 基 準			
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。			
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 20m/s、海上 23m/s を超えると予想される場合。（降雪を伴う。）			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
		市町村等を まとめた地域	市町名	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
		知多地域	東浦町	22	177
	を超えると予想される場合。				
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。			
市町村等 をまとめ た地域		市町名	流域雨量 指数基準	複合基準	指定河川洪 水予報によ る基準
知多地域		東浦町	五ヶ村川 流域＝21 明德寺川 流域＝8.8 石ヶ瀬川 流域＝13.4	五ヶ村川 流域＝ (12、17.9) 石ヶ瀬川 流域＝ (12、12)	愛知県 境川水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕
を超えると予想される場合。					
高潮警報	市町村等をまとめた地域	市町名	警報基準（潮位m）		
	知多地域	東浦町	3.2		
波浪警報	波浪・ウネリ等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 3.0 メートル以上と予想される場合。				
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され				

種 類		発 表 基 準													
		る場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 <u>12</u> 時間の降雪の深さが <u>10</u> cmを超えると予想される場合。													
注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。													
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上 13m/s、海上 16m/s を越えると予想される場合。													
	大雨注意報	<table><tr><td>市町村等を まとめた地域</td><td>市町名</td><td><u>表面雨量 指数基準</u></td><td>土壌雨量 指数基準</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td><u>16</u></td><td>125</td></tr></table> を超えると予想される場合。				市町村等を まとめた地域	市町名	<u>表面雨量 指数基準</u>	土壌雨量 指数基準	知多地域	東浦町	<u>16</u>	125		
市町村等を まとめた地域	市町名	<u>表面雨量 指数基準</u>	土壌雨量 指数基準												
知多地域	東浦町	<u>16</u>	125												
	洪水注意報	<table><tr><td>市町村等 をまとめ た地域</td><td>市町名</td><td><u>流域雨量 指数基準</u></td><td>複合基準</td><td><u>指定河川洪水予報による基準</u></td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td><u>五ヶ村川 流域＝14.7</u> <u>明徳寺川 流域＝7</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝10.6</u></td><td><u>五ヶ村川 流域＝ (8、14.7)</u> <u>明徳寺川 流域＝ (8、7)</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝ (8、10.6)</u></td><td><u>愛知県 境川水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕</u></td></tr></table> を超えると予想される場合。				市町村等 をまとめ た地域	市町名	<u>流域雨量 指数基準</u>	複合基準	<u>指定河川洪水予報による基準</u>	知多地域	東浦町	<u>五ヶ村川 流域＝14.7</u> <u>明徳寺川 流域＝7</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝10.6</u>	<u>五ヶ村川 流域＝ (8、14.7)</u> <u>明徳寺川 流域＝ (8、7)</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝ (8、10.6)</u>	<u>愛知県 境川水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕</u>
	市町村等 をまとめ た地域	市町名	<u>流域雨量 指数基準</u>	複合基準	<u>指定河川洪水予報による基準</u>										
	知多地域	東浦町	<u>五ヶ村川 流域＝14.7</u> <u>明徳寺川 流域＝7</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝10.6</u>	<u>五ヶ村川 流域＝ (8、14.7)</u> <u>明徳寺川 流域＝ (8、7)</u> <u>石ヶ瀬川 流域＝ (8、10.6)</u>	<u>愛知県 境川水系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕</u>										
濃霧注意報	濃霧によって著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上 100 メートル以下又は海上 500 メートル以下になると予想される場合。														
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。													

種 類		発 表 基 準							
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%、最小湿度が 30%以下になると予想される場合。							
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合。							
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 5 センチメートルを超えると予想される場合。							
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 早霜、晩霜期に最低気温が 3℃以下と予想される場合。							
	低温注意報	低温（おおむね最低気温が－4℃以下）によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合。							
	高潮注意報	<table><tr><td>市町村等をまとめた地域</td><td>市町名</td><td>注意報基準（潮位 m）</td></tr><tr><td>知多地域</td><td>東浦町</td><td>1.6</td></tr></table>	市町村等をまとめた地域	市町名	注意報基準（潮位 m）	知多地域	東浦町	1.6	
市町村等をまとめた地域	市町名	注意報基準（潮位 m）							
知多地域	東浦町	1.6							
	波浪注意報	波浪・ウネリ等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5 メートル以上と予想される場合。							
気 象 情 報	記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。							
	土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。							

種 類		発 表 基 準
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県（県単位）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
	記録的な大雨に関する気象情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

※1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発表頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

※2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。

※3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。

※4 地震の被災地に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

※5 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

（1）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

（2）土壌雨量指数基準値は1キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、町内における基準値の最低値を示す。

（3）洪水の欄中、「〇〇川流域=21」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 21 以上」を意味する。

（4）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

（5）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾

「濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

（６）高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。